



第3章 景観形成に関する行為の 制限と基準





大規模建築物等届出地区

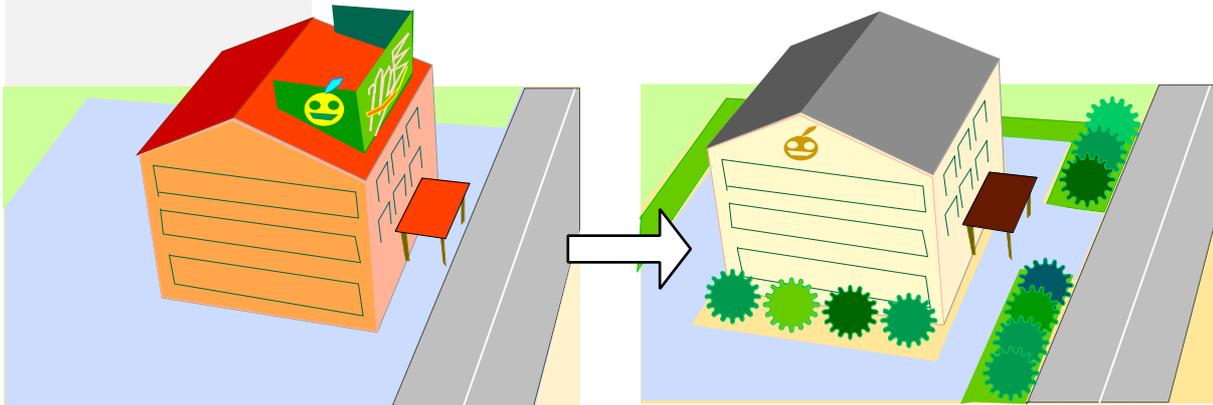
1. 目的

大規模な建築物等や開発はその大きさから周囲の景観に与える影響が大きく、山鹿市の自然豊かな景観や落ち着いた雰囲気失われてしまうおそれがあります。また、数多くある眺望点からの景観の中でも存在を主張しています。

そこで、届出制度を設け市と協議を行うことにより、景観への好ましくない影響を未然に防ぐことを目的としています。

2. 期待される効果

建築物の配置は道路から後退して通りに対してゆとりをもたせる、敷地の周囲を緑化して周囲の環境に溶け込むようにする、周囲の景観と調和する色彩を選ぶ、などの項目について市と申請者が事前に協議を行います。そうすることによって、例えば下図のように景観の質が低下しないように誘導していくことが期待されます。

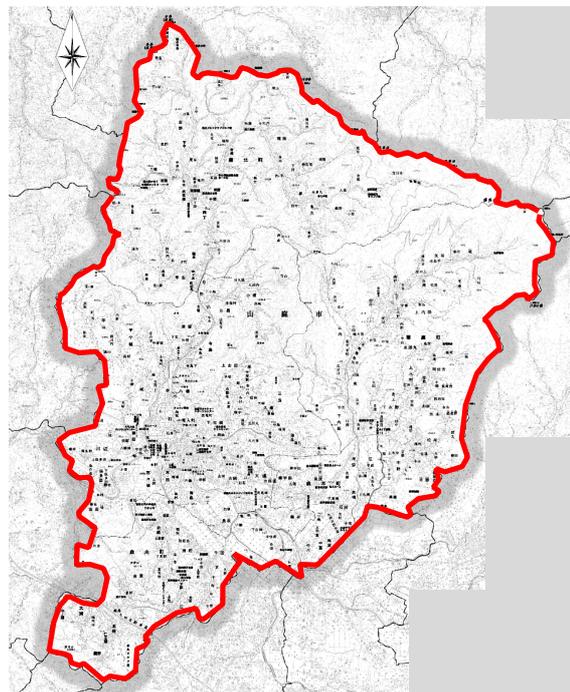


【申請時の案】

【協議後の案】

3. 範囲

大規模な建築物等や開発は場所を限らず景観に与える影響が大きいため、対象範囲は市全域とします。



第2部 山鹿市景観計画の体系
第3章 景観形成に関する行為の制限と基準

4. 届出対象行為 下記の行為については、届出を必要とします。

	種類	規模	行為
建築物		高さが13m超 又は 延べ面積が1000㎡超	新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更、 撤去
工作物	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さが2m超かつ長さが30m超 ただし、擁壁については、高さが 5m超かつ長さが10m超	新設、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更、 撤去
	記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの	高さが13m超 又は その敷地の用に供する土地の 面積が1000㎡超	
	煙突		
	高架水槽		
	鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱 (次欄に掲げるものに供される柱を除く。)		
	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物		
	観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設		
	アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設		
	石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は加工する施設		
	自動車等の収納の用途に供する立体的な施設		
汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設			
広告物 (熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受ける物を除く)	建物等から独立するもの	高さが13m超 又は 一面の表示面積が15㎡超	設置、外観の変更
	建築物等に付随するもの	建築物等の軒から5m超 又は 一面の表示面積が15㎡超	
土地		面積が3000㎡超 又は 高さが5m超かつ長さが10m超の法面を生じるもの	開発行為
			土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他土地区画形質の変更



3 - 1

大規模建築物等届出地区

5. 良好な景観の形成に関する方針 より良い景観形成のために協力してほしい部分や考え方

種 類		景観誘導方針	
建築物 及び 工作物 (柵及び塀、 電気供給又は 有線電気通信 のための電線 路又は空中線 の支持物以外)	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。 ・通りの見通しを阻害しない位置に配置する。 ・沿道から見て連担性の保てる位置とする。
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・意匠、形態が山鹿市の自然豊かな、あるいは歴史的な情緒を感じさせる景観と調和していること。 ・夜間照明等は特に山鹿市の落ち着いた景観に調和するものとする。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・鮮やかな色彩の使用を避ける。
		材料	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、かつ持続性の高いものとする。
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内は緑化に努めると共に、周辺の景観と調和し町並みに潤いを与えるように配慮する。
工作物 (柵及び塀)	位置		<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共用地に接する境界線からは極力後退した位置とする。
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和していること。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・鮮やかな色彩の使用を避ける。
		材料	<ul style="list-style-type: none"> ・鮮やかな色調の材料を避ける。
緑化		<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の緑化に努める。 	
工作物 (電気供給又は有線電気通信のため の電線路又は空中線の支持物)		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観に配慮したものとし、できる限りまとめて少なくなるように努める。 	
広告物	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共用地に接する境界線からは、極力後退した位置とする。
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的にまとまりのある意匠とする。 ・極力小さく、個所数は少なくし、周辺の環境との調和に配慮する。 ・シンプルなデザインとなるように努める。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・鮮やかな色彩は強調して使用せず、アクセント程度に使用する。 ・色彩は周辺の景観との調和に配慮する。
		材料	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和するような材料を使用する。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・掲出した広告物は、その維持管理に努める。
土地	土砂等の 採取	遮蔽及び 緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内及び敷地周辺の緑化に努める。
		法面等 の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮する。
	宅地造 成等	遮蔽及び 緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内及び敷地周辺の緑化に努める。
		法面等 の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮する。

第2部 山鹿市景観計画の体系

第3章 景観形成に関する行為の制限と基準

6. 景観形成基準 良好な景観を維持・保全するため、下記のような基準とします。

種 類		景観形成基準	
建築物 及び 工作物 (柵及び塀、 電気供給又は 有線電気通信 のための電線 路又は空中線 の支持物外)	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界線からは1.0m以上後退した位置とするように努める。(ただし、壁面後退が困難な狭小宅地を除く) 建築物・工作物は道路に対して圧迫感が生じないように配置する。これにより、まちなみのゆとりと交通面での安全性を確保する。 隣接する建築物・工作物相互において、沿道から見て連担性の保てる位置とする。 交差点等角地に立地する建築物・工作物は、両方の道路から後退した位置とし、見通しをよくする。
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮し全体的にまとまりのある意匠・形態とする。 建築物等に付属する屋外設備や施設は通りから見えない位置に設けるか、又は覆いをするなど露出しないように努め建築物本体及び周辺との調和に配慮する。 電飾・屋外照明施設等は周辺との調和を乱さないものとする。ネオンサイン等は最低限とし点滅回数を少なくする。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 外壁及び屋根は遠くから目立つような原色等の使用を避け、明度、彩度ともできる限り低い暗穏色等の周辺の景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 同一敷地内における建築物等は色調を統一すると共に多色の使用は避けるものとする。 電波塔については、周辺の景観との調和に配慮し、茶系を基本とする。
		材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和するような材料を使用し、山鹿らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。 耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等のおこりにくいもので、周囲の町並みや自然と調和した落ち着いた材質感のものを用いるものとする。
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は極力緑化に努める。また、その適切な維持管理に努める。 既存の樹木がある場合には修景に活かすように配慮する。 できるだけ在来の樹種を選定し周辺環境に溶け込むように配慮する。特に隣地が農地の場合は低木を主体とし農地に影を落とさない程度に植樹する。 駐車場は高木による緑化を施すと共に、通りが緑豊かな潤いのあるものとなるように敷地の周囲の緑化に努める。 敷地面積が3000㎡を超える敷地については沿道部分を緑化し、建築物等の威圧感の低減に努める。
工作物 (柵及び塀)	位置		<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共用地に接する境界線からは極力後退した位置とする。
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮する。特に宿泊施設については内部が覗けないような閉鎖的な出入口としない。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 暗穏色を基調とし、背景の緑がよく見えるような色彩とする。
		材料	<ul style="list-style-type: none"> 暗穏色の材料を使用する。
緑化		<ul style="list-style-type: none"> 柵、塀が必要な場合は、生垣にするか前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 敷地の周囲、柵・塀、擁壁の前面の緑化に努める。 	
工作物 (電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物)		<ul style="list-style-type: none"> 位置については周辺の景観に配慮したものとし、電線数はできる限りまとめて少なくなるように努める。 電線の横断はできる限り少なくなるように努めると共に、直角横断になるように努める。 	
広告物	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共用地に接する敷地境界線から広告物の中心線まで1m以上後退する。
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 全体にまとまりのある意匠とする。 極力小さく、個所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。 電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損ねないものであること。また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮する。 支柱及び広告の側面は茶系とする。
		材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和するような材料を使用する。
土地	土砂等の採取	遮蔽及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内及び敷地周辺の緑化に努め、周囲の道路等からの遮蔽に配慮する。
		法面等の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 掘採後ののり面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、すみやかな緑化に努める。
	宅地造成等	遮蔽及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> 区画形質の変更の方法については、周囲の景観との調和に配慮すると共に緑化に努める。
		法面等の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和を配慮した形態、材料とし、緑化に努める。



特定施設届出地区

1. 目的

道路沿線は経済活動が活発に行われるため、派手な形や色彩の建築物や看板ができる可能性があります。これらにより山鹿市の自然豊かな景観や落ち着いた雰囲気が失われてしまうおそれがあります。そこで、派手な形や色彩になりやすい特定の建築物について届出制度を設け市と協議を行うことにより、景観への好ましくない影響を未然に防ぐことを目的としています。

2. 期待される効果

建物の配置は道路から後退して通りに対してゆとりをもたせる、敷地の周囲を緑化して周囲の環境に溶け込むようにする、周囲の景観と調和する色彩を選ぶ、などの項目について市と申請者が事前に協議を行います。そうすることによって、景観の質が低下しないように誘導していくことが期待されます。

3. 範囲

幹線道路から見える景観は、山鹿市を象徴づけるものです。そこで、移動のときに沿道空間を楽しむことができるように、特に「市外からの進入路」「市内を巡る際の幹線道路」「観光施設へのアクセス路」を対象範囲とします。具体的な範囲は右一覽に指定する路線の道路境界線から20mの範囲とします。

4. 届出対象行為

下記の行為については、届出を必要とします。

種類		規模	行為
建築物	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から8号のいずれかに規定する営業を行うための施設	延べ面積が10㎡超	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、撤去
	危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所		
	旅館業法第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設		
	景観上重要な施設 飲食店業を営むための施設 物品販売業又は物品貸付業を営むための施設		
附帯する施設	建築物の用途に係る倉庫等の施設	延べ面積が10㎡超	新築、新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、撤去
	建築物に付け加えるもの	すべて	
	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さが1.1m超 又は 面積が22㎡超	
広告物 (熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受ける物を除く)	はり紙、はり札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもの	90日を超えて継続して掲出、表示するもの	設置、外観の変更
	上記以外の広告物	表示面積が1㎡超	

特定施設の例

- ・風営法で定める施設 例：パチンコ屋、マージャン屋、ゲームセンター、ホテル 等
- ・危険物法で定める給油所 例：ガソリンスタンド
- ・旅館業法で定める施設 例：ホテル、旅館 等
- ・景観上重要な施設 例：飲食店、物品販売店 等
- ・広告物

第2部 山鹿市景観計画の体系

第3章 景観形成に関する行為の制限と基準

指定する路線一覧

- ・ 国道3号
- ・ 国道325号
- ・ 国道443号

- ・ 県道9号 日田鹿本線
- ・ 県道16号 玉名山鹿線
- ・ 県道18号 菊池鹿北線の一部
- ・ 県道37号 熊本菊鹿線の一部
- ・ 県道55号 山鹿植木線
- ・ 県道195号 和仁山鹿線
- ・ 県道196号 鹿本松尾線の一部
- ・ 県道200号 畑中山鹿線の一部

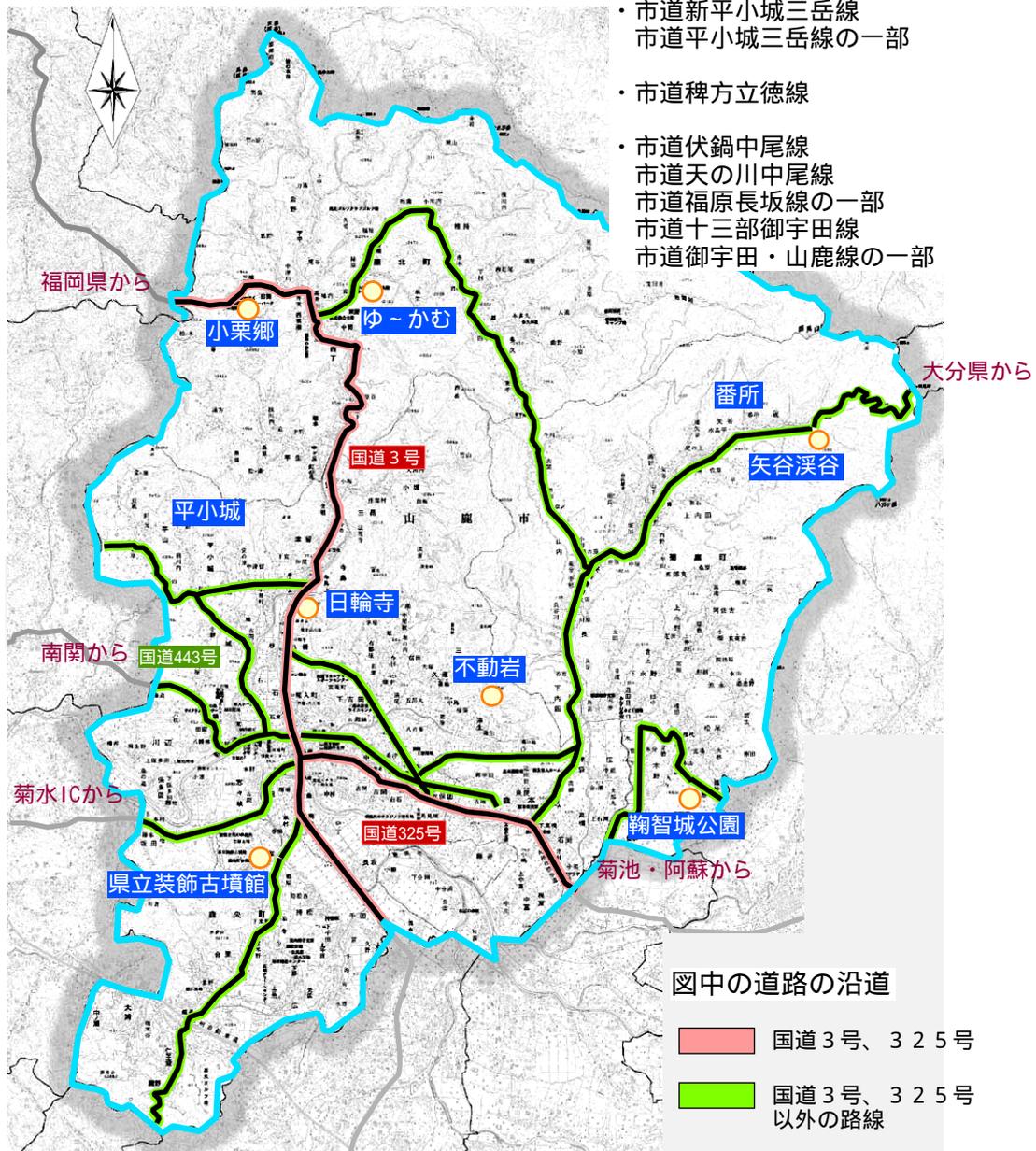
- ・ 農道東部農免道1号線の一部
- 市道杉野馬見線の一部
- 市道名塚中央線
- 市道新湧尾八ノ峰線
- 市道湧尾八ノ峰線の一部

- ・ 市道高校信田線の一部
- 市道福原長坂線の一部
- 市道吹上稲田線
- 市道湯ノ口南部線
- 市道津袋・山鹿線の一部

- ・ 市道新平小城三岳線
- 市道平小城三岳線の一部

- ・ 市道稗方立德線

- ・ 市道伏鍋中尾線
- 市道天の川中尾線
- 市道福原長坂線の一部
- 市道十三部御宇田線
- 市道御宇田・山鹿線の一部





特定施設届出地区

5. 良好な景観の形成に関する方針 より良い景観形成のために協力してほしい部分や考え方

種類		景観誘導方針		
		国道3号、325号	国道3号、325号以外	
建築物 及び 附帯する施設 (柵及び塀、 擁壁その他これ に類するもの 以外)	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。 ・通りの見通しを阻害しない位置に配置する。 ・沿道から見て連担性の保てる位置とする。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・意匠、形態が山鹿市の自然豊かな、あるいは歴史的な情緒を感じさせる景観と調和していること。 ・夜間照明等は特に山鹿市の落ち着いた景観に調和するものとする。 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・町並みの賑わいを演出し、山鹿市の都市イメージの向上に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然や歴史を感じさせる景観と調和させ、山鹿市の都市イメージの向上に努める。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・鮮やかな色彩の使用を避ける。 	
		材料	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、かつ持続性の高いものとする。 	
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内は緑化に努めると共に、周辺の景観と調和し町並みに潤いを与えるように配慮する。 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・町並みに潤いを付与するように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな景観に溶け込むように配慮する。
附帯する施設 (柵及び塀、 擁壁その他これ に類するもの)	位置		<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共用地に接する境界線からは、極力後退した位置とする。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和していること。 	
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・鮮やかな色彩の使用を避ける。 	
		材料	<ul style="list-style-type: none"> ・鮮やかな色調の材料を避ける。 	
緑化		<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の緑化に努める。 		
広告物	位置		<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは極力後退した位置とする。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的にまとまりのある意匠とする。 ・極力小さく、個所は少なくし、周辺の環境との調和に配慮する。 ・シンプルなデザインとなるように努める。 	
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・鮮やかな色彩は強調して使用せず、アクセント程度に使用する。 ・色彩は周辺の景観との調和に配慮する。 	
		材料	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和するような材料を使用する。 	
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・掲出した広告物は、その維持管理に努める。 	
敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> ・根元周囲は緑化に努める。 		

第2部 山鹿市景観計画の体系

第3章 景観形成に関する行為の制限と基準

6. 景観形成基準 良好な景観を維持・保全するため、下記のような基準とします。

種類		景観形成基準		
		国道3号、325号	国道3号、325号以外	
建築物 及び 附帯する施設 (柵及び塀、 擁壁その他これ に類するもの 以外)	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界線からは1.0m以上後退した位置とするように努める。(但し、壁面後退が困難な狭小宅地を除く) 建築物・工作物は道路に対して圧迫感が生じないように配置する。これにより、まちなみのゆとりと交通面での安全性を確保する。 隣接する建築物・工作物相互において、沿道から見て連担性の保てる位置とする。 交差点等角地に立地する建築物・工作物は、両方の道路から後退した位置とし見通しをよくする。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮し全体的にまとまりのある意匠・形態とする。 建築物等に付属する屋外設備や施設は通りから見えない位置に設けるか又は覆いをするなど露出しないように努め、建築物本体及び周辺との調和に配慮する。 電飾・屋外照明施設等は周辺との調和を乱さないものとする。ネオンサイン等は最低限とし点滅回数を少なくする。 	<ul style="list-style-type: none"> 日よけテントを設置する場合は必要最低限とし、建築物と調和のとれた都市景観の形成に配慮した意匠とする。 屋根は勾配屋根を基本とする。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 外壁及び屋根は、遠くから目立つような原色等の使用を避け、明度、彩度ともできる限り低い、暗穏色等の周辺の景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 同一敷地内における建築物等は色調を統一すると共に多色の使用は避けるものとする。 	
		材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和するような材料を使用し、山鹿らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。 耐久性・耐候性に優れた色・はく離等のおこりにくいもので、周囲の町並みや自然と調和した落ち着いた材質感のものを用いるものとする。 	
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は極力緑化に努める。また、その適切な維持管理に努める。 既存の樹木がある場合には修景に活かすように配慮する。 できるだけ在来の樹種を選定し周辺環境に溶け込むように配慮する。特に隣地が農地の場合は低木を主体とし農地に影を落とさない程度に植樹する。 駐車場は高木による緑化を施すと共に、通りが緑豊かな潤いのあるものとなるように敷地の周囲の緑化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面した部分や田園部と接する部分は、緑化し建築物や工作物が景観の中で突出した印象を与えないように配慮する。
	附帯する施設 (柵及び塀、 擁壁その他これ に類するもの)	位置		<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共用地に接する境界線からは、極力後退した位置とする。
外観		意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮する。特に宿泊施設については内部が覗けないような閉鎖的な出入口としない。 	
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 暗穏色を基調とし、背景の緑がよく見えるような色彩とする。 	
		材料	<ul style="list-style-type: none"> 暗穏色の材料を使用する。 	
緑化		<ul style="list-style-type: none"> 柵、塀が必要な場合は、生垣にするか前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 敷地の周囲、柵・塀、擁壁の前面の緑化に努める。 		
広告物	位置		<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共用地に接する敷地境界線から広告物の中心線まで1m以上後退する。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 全体にまとまりのある意匠とする。 極力小さく、個所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。 電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損ねないものであること。また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること。 	
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮する。 支柱及び広告の側面は茶系とする。 	
		材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和するような材料を使用する。 	
敷地の緑化		-		



歴史的町並み地区

1. 目的

温泉町、宿場町として形成されてきたこの辺りには豊前街道を中心に今なお古い木造家屋が多く残されています。豊前街道沿道における景観形成が一定の成果を上げている今、その周りの地域にも光を当て、歴史的町並みに拡がりを持たせることが期待されています。

そこで豊前街道から分岐している小路(しゅうじ)に着目し、回遊性を確保することによりできる豊前街道沿道の歴史的町並みと一体感のある範囲で景観形成を図っていきます。

2. 範囲

豊前街道から分岐している小路(しゅうじ)を調査し、概ね旧状が保たれており豊前街道から回遊できる範囲、また山鹿灯籠まつりのルート等を考慮し菊池往還の一部(道路境界から両側20m)をつなぐ範囲とします。ただし、景観形成重点地区の範囲を除きます。



3. 良好な景観の形成に関する方針 より良い景観形成のために協力してほしい部分や考え方

種 類		景観誘導方針	
建築物 及び 工作物	位置・配置		・隣接する建築物等の壁面にできる限りそるえる。
	外観	意匠	・木造とする。 ・歴史的な町並みとの調和をはかり、景観のまとまりを保つことに配慮する。 ・屋根は勾配屋根とする。 ・シャッターは原則として用いないように努め、やむをえず設ける場合は町並みに調和した色彩のものをを用いるものとする。
		規模	・建築物は木造2階建て以下とする。
		色彩	・鮮やかな色の使用を避け、伝統的な町並みに溶け込む色彩とする。
		材料	・屋根は瓦葺きとする。 ・外壁は周囲の街並みと調和した落ち着いた材質感のものをを用いる。 ・外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰・銅を活用する。 ・建具は木製を基本とし、金属製建具を用いる場合は木格子等を取付ける。
	その他	・室外機等の露出を避ける。	
敷地の緑化		・町の潤いを高めるために積極的に緑化する。	
工作物 (柵及び塀)		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物が通りの壁面線から後退する場合には、景観に調和する柵若しくは塀を設ける。 ・通りに面して設ける柵・塀は町並みに調和した生垣若しくは板塀等とする。 ・コインパーキング等を設ける場合には、景観に調和する柵若しくは塀を設ける。 	
工作物 (電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物)		・道路側にはできる限り設けないように努める。	
自動販売機	外観	位置	・建築物と一体となるように努め敷地内からはみ出して設置しないようにし、複数になる場合には乱雑にならないように配置する。
		色彩	・歴史的な町並みとの調和を図る。

歴史的町並み地区独自の方針

広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用の広告物以外の営業広告は設けないように努める。 ・表示面積及び掲出数は最小限とし、素材・意匠・色彩は歴史的な町並みとの調和に努めると共に、建築物と一体感があるものとなるように看板やのれん及び軒灯等に創意工夫を施す。 ・建築物と一体のものとして掲出する場合は、壁面及び屋根の全体を覆うような大きなものを避ける。 ・掲出した広告物はその維持管理に努める。
-----	--



菊池往還来民地区

1. 目的

山鹿新町として賑わってきたこの辺りには今なお在町の特徴を残した妻入り型の商家が比較的残されています。しかし、これまで目立った町並み保存や景観形成の動きがなく、このままでは貴重な町並みが今以上に欠けていくおそれがあります。

そこで町並みの維持保全を積極的に誘導していくことにより、豊前街道の歴史的町並み地区と併せて山鹿市を代表する景観形成を図っていきます。

2. 範囲

菊池往還沿道のうち町並みの保存状況、景観形成の効果を考慮し東西の分岐点（Y字型の交差点）の区間とし、道路境界の両側20mを範囲とします。ただし、敷地が範囲内外にわたる場合はその敷地全体を範囲とみなします。

 菊池往還来民地区
 菊池往還



第2部 山鹿市景観計画の体系
第3章 景観形成に関する行為の制限と基準

3. 良好な景観の形成に関する方針 より良い景観形成のために協力してほしい部分や考え方

種類		景観誘導方針	
建築物 及び 工作物	位置・配置		・隣接する建築物等の壁面にできる限りそろえる。
	外観	意匠	・屋根は妻入りとする。 ・木造とする。 ・歴史的な町並みとの調和をはかり、景観のまとまりを保つことに配慮する。 ・屋根は勾配屋根とする。 ・シャッターは原則として用いないように努め、やむをえず設ける場合は町並みに調和した色彩のものを用いるものとする。
		規模	・建築物は木造2階建て以下とする。
		色彩	・鮮やかな色の使用を避け、伝統的な町並みに溶け込む色彩とする。
		材料	・屋根は瓦葺きとする。 ・外壁は周囲の街並みと調和した落ち着いた材質感のものを用いる。 ・外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰・銅を活用する。 ・建具は木製を基本とし、金属製建具を用いる場合は木格子等を取付ける。
	その他	・室外機等の露出を避ける。	
敷地の緑化		・町の潤いを高めるために積極的に緑化する。	
工作物 (柵及び塀)		・建築物が通りの壁面線から後退する場合には、景観に調和する柵若しくは塀を設ける。 ・通りに面して設ける柵・塀は町並みに調和した生垣若しくは板塀等とする。 ・コインパーキング等を設ける場合には、景観に調和する柵若しくは塀を設ける。	
工作物 (電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物)		・道路側にはできる限り設けないように努める。	
自動販売機	外観	位置	・建築物と一体となるように努め敷地内からはみ出して設置しないようにし、複数になる場合には乱雑にならないように配置する。
		色彩	・歴史的な町並みとの調和を図る。

菊池往還来民地区独自の方針

広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用の広告物以外の営業広告は設けないように努める。 ・表示面積及び掲出数は最小限とし、素材・意匠・色彩は歴史的な町並みとの調和に努めると共に、建築物と一体感があるものとなるように看板やのれん及び軒灯等に創意工夫を施す。 ・建築物と一体のものとして掲出する場合は、壁面及び屋根の全体を覆うような大きなものを避ける。 ・掲出した広告物はその維持管理に努める。
-----	--



鞠智城公園周辺地区

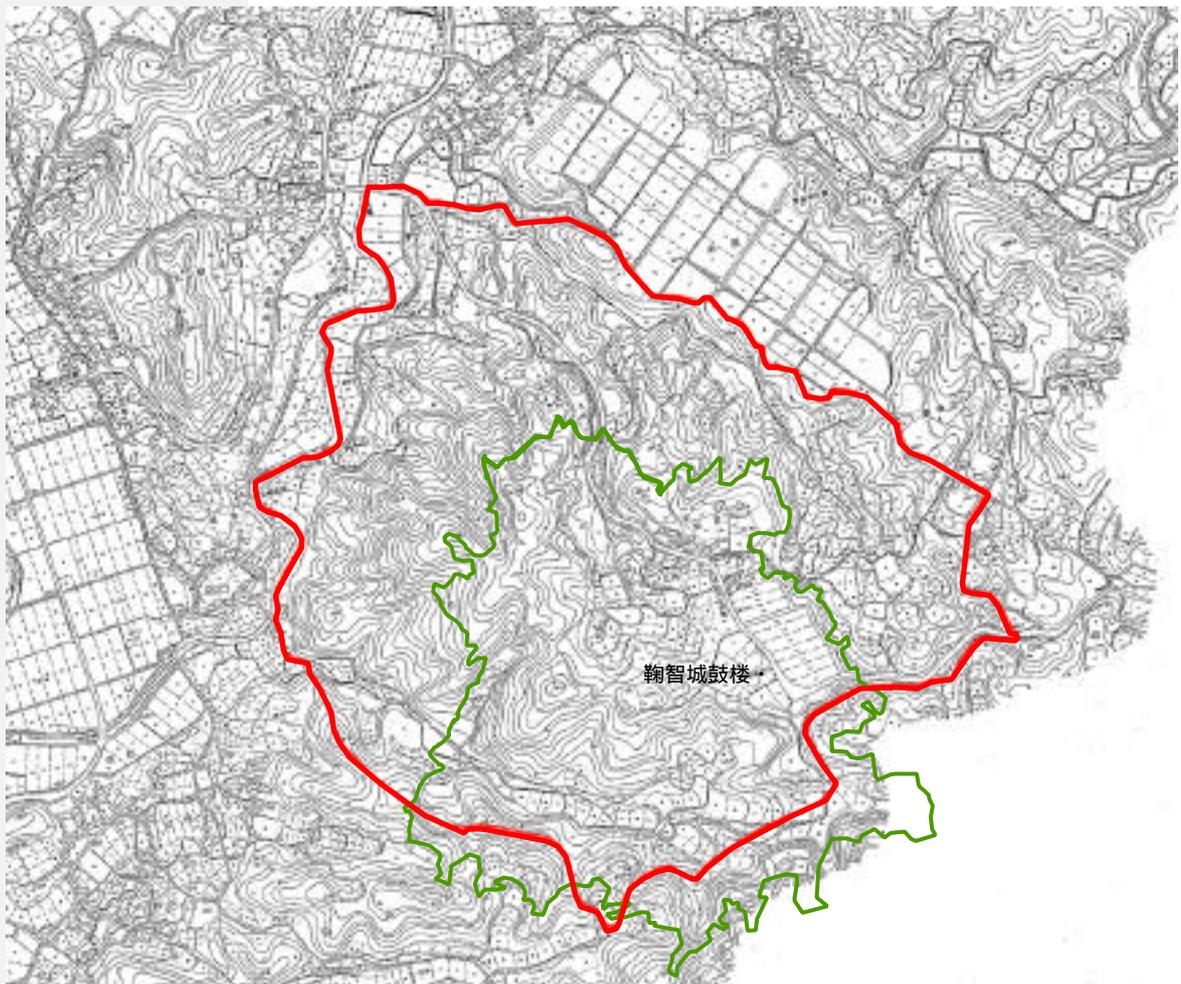
1. 目的

朝鮮式の古代山城として全国的にも稀少価値のある鞠智城跡とそこから望見される広範囲の眺望は山鹿を代表する景観です。今のところ目立った開発行為等は見られませんが、今後もこの優れた景観の維持保全を積極的に誘導していくことにより、周辺に広がる農地・集落と併せて一体的な景観形成を図っていきます。

2. 範囲

鞠智城周辺の地形を分析し、史跡を包含する古代山城と考えられる地域を範囲とします。

 鞠智城公園周辺地区
 国史跡の範囲



第2部 山鹿市景観計画の体系
第3章 景観形成に関する行為の制限と基準

3. 届出対象行為 下記の行為については、届出を必要とします。

種類		規模	行為
建築物		延べ面積が10㎡超	新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若 しくは模様替又は色彩の変更
工作物	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さが1.1m超 又は 面積が22㎡超	新設、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若 しくは模様替又は色彩の変更
	記念塔、電波塔、物見塔 その他これらに類するもの	高さが5m超	
	煙突		
	高架水槽		
	鉄筋コンクリート造りの 柱、金属製の柱又は合成 樹脂製の柱 (次欄に掲げるものに供 される柱を除く。)		
	電気供給又は有線電気 通信のための電線路又 は空中線の支持物	高さが10m超	
	観覧車、飛行塔、コー スター、ウォーター シュート、メリーゴー ランドその他これらに 類する遊戯施設	高さが5m超 又は 築造面積が10㎡超	
	アスファルトプラント、 コンクリートプラント、 クラッシャープラントそ の他これらに類する製造 施設		
	石油、ガス、液化石油 ガス、穀物、飼料等を 貯蔵又は加工する施設		
	自動車等の収納の用途 に供する立体的な施設		
汚物処理施設、ごみ処 理施設その他の処理施 設			
自動販売機	すべて	設置	
屋外における土石、廃棄物、再生資 源その他の物件	高さが1.5m超	堆積	



4. 良好な景観の形成に関する方針 より良い景観形成のために協力してほしい部分や考え方

種類		景観誘導方針	
建築物 及び 工作物	位置・配置		・敷地内における建築物及び工作物の規模及び位置等を考慮し、釣り合いのとれた配置とする。（農家の家屋の配置型式を継承する）
	外観	意匠	・一般的な木造家屋とするものとし、突出した大きさを感じさせるものとしめない。（周囲の家屋群になじむ大きさとする） ・屋根は勾配屋根とする。
		規模	・建築物は木造2階建て以下とする。（ただし、公益的施設を除く）
		色彩	・鮮やかな色彩の使用を避ける。
	材料	・屋根は瓦葺きとする。 ・外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰などを活用し、トタンやスレート、プラスチック系の現代的な建材は極力その使用を避ける。	
敷地の緑化		・建築物等が緑豊かな自然景観に溶け込むように配慮する。	
工作物 (柵及び塀)		・柵及び塀は自然景観に調和した生垣や板塀等とする。また、できる限り周辺で産出する材料を使用する。	
工作物 (電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物)		・電線数はできる限りまとめて少なくなるように努める。 ・電線の横断はできる限り少なくなるように努める。	
自動販売機	外観	位置	・乱雑にならないように配置する。
		色彩	・自然景観との調和を図る。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件		・屋外における長期の堆積を行わないように努める。	

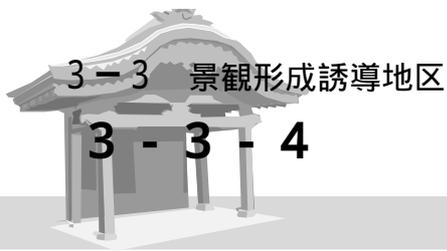
鞠智城公園周辺地区独自の方針

独自の景観形成	・史跡に近い田は古代米を作付けするなど、古代を連想させる景観形成に積極的に取り組む。
広告物	・できるかぎり自然素材を用いて作製するものとする。 ・広告物の意匠には鮮やかな色の使用を避け、支柱及び広告の側面は茶系に塗ることとする。 ・広告物の地色は濃い茶系とし、文字を白抜きするスタイルをベースとする。 ・広告物は極力面積を抑え、自然景観を阻害しないよう配慮する。 ・掲出した広告物はその維持管理に努める。

第2部 山鹿市景観計画の体系
第3章 景観形成に関する行為の制限と基準

5. 景観形成基準 良好な景観を維持・保全するため、下記のような基準とします。

種類		景観形成基準																				
建築物 及び 工作物	位置・配置	—																				
	外観	意匠	—																			
		規模	・建築物の最高高さは13m以下とする。(ただし公益的施設を除く)																			
		色彩	・マンセル値で示した次の表を基本とする。																			
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>色 相</th> <th>明 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根及び庇</td> <td>N</td> <td>1.0~6.5</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>N</td> <td>2.0~9.5</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>N</td> <td>1.0~3.0</td> </tr> </tbody> </table>		場 所	色 相	明 度	屋根及び庇	N	1.0~6.5	外壁	N	2.0~9.5	建具	N	1.0~3.0						
	場 所	色 相	明 度																			
屋根及び庇	N	1.0~6.5																				
外壁	N	2.0~9.5																				
建具	N	1.0~3.0																				
材料	・有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根及び庇、 外壁、 他の部位</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・ PB・P・RP系</td> <td>9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建具</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> </tbody> </table>		場 所	色 相	明 度	彩 度	屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下	GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下	建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下
場 所	色 相	明 度	彩 度																			
屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下																			
	Y系	9.0以下	4.0以下																			
	GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下																			
建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下																			
	Y系	9.0以下	4.0以下																			
敷地の緑化	・敷地内は積極的に緑化する。																					
自動販売機	外観	位置	・複数になる場合は乱雑にならないように配置する。																			
		色彩	・側面を木目調のシールや塗装などして目立たないように工夫する。																			
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件		・30日以上堆積は行わない。30日以上堆積する場合には茶色、緑色等の落ち着いた色彩の囲いで覆う。																				



菊池川周辺地区

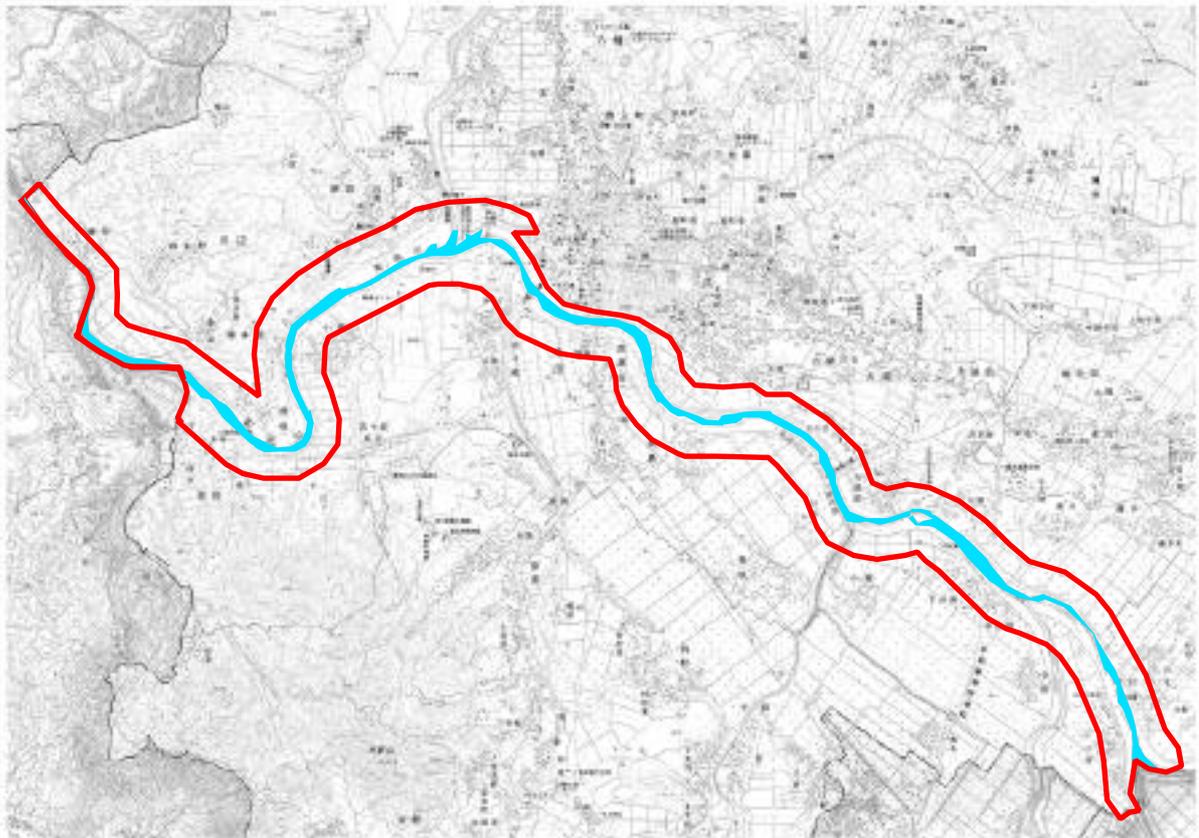
1. 目的

豊かな自然に囲まれ川の流れに沿い移ろいゆく菊池川の景観と堤防から望見される雄大な山並みは山鹿を代表する景観です。今のところ目立った開発行為等は見られませんが、今後もこの優れた景観の維持保全を積極的に誘導していくことにより、周辺に広がる農地・集落と併せて一体的な景観形成を図っていきます。

2. 範囲

菊池川河川敷の境界から両側200mを範囲とします。ただし、都市計画により用途地域に指定されている部分を除きます。

-  菊池川周辺地区
(山鹿都市計画区域内で用途地域の指定をしている部分を除く)
-  菊池川



第2部 山鹿市景観計画の体系
第3章 景観形成に関する行為の制限と基準

3. 良好な景観の形成に関する方針 より良い景観形成のために協力してほしい部分や考え方

種類		景観誘導方針	
建築物 及び 工作物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。 ・敷地内における建築物および工作物の規模および位置等を考慮し釣り合いのとれた配置とする。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な木造家屋とするものとし突出した大きさを感じさせるものとしなない。(周囲の家屋群になじむ大きさとする) ・屋根は勾配屋根とする。
		規模	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物は木造2階建て以下とする。(ただし、公益的施設を除く)
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・鮮やかな色彩の使用を避ける。
		材料	<ul style="list-style-type: none"> ・外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰などを活用し、トタンやスレート、プラスチック系の現代的な建材は極力その使用を避ける。
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等が緑豊かな自然景観に溶け込むように配慮する。 	
工作物 (柵及び塀)		<ul style="list-style-type: none"> ・柵及び塀は自然景観に調和した生垣や板塀等とする。また、できる限り周辺で産出する材料を使用する。 	
工作物 (電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物)		<ul style="list-style-type: none"> ・電線数はできる限りまとめて少なくなるように努める。 ・電線の横断はできる限り少なくなるように努める。 	
自動販売機	外観	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・乱雑にならないように配置する。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・自然景観との調和を図る。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件		<ul style="list-style-type: none"> ・屋外における長期の堆積を行わないように努める。 	

菊池川周辺地区独自の方針

独自の景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ・菊池川に廃棄物を投棄しない。 ・菊池川から望見される位置にある水門等の農業施設等については、原色の使用を避け彩度の低い色彩とする。
広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物の意匠には鮮やかな色の使用を避け、支柱及び広告の側面は茶系に塗ることとする。 ・広告物の地色は濃い茶系とし、文字を白抜きするスタイルをベースとする。 ・広告物は極力面積を抑え、自然景観を阻害しないよう配慮する。 ・菊池川の堤防に向けての掲出を控える。 ・掲出した広告物はその維持管理に努める。



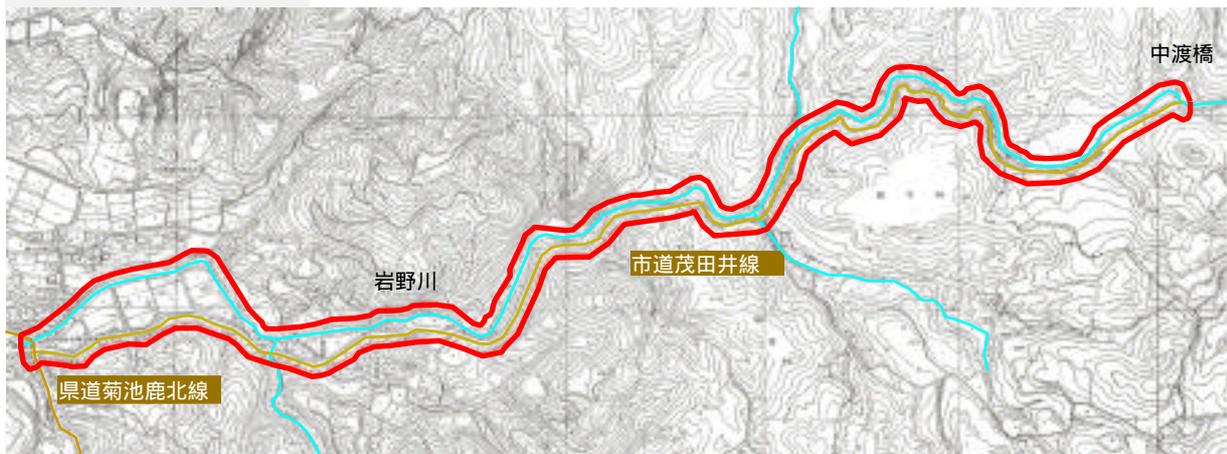
岳間地区

1. 目的

岩野川上流の岳間渓谷は夏の避暑地として知名度が高く、そこに至るルートも森林に囲まれ、豊かな自然景観を有しています。今のところ目立った開発行為等は見られませんが、今後もこの優れた景観の維持保全を積極的に誘導していくことにより、渓谷と沿道が一体的となった景観形成を図っていきます。

2. 範囲

岩野川を中心に岳間渓谷上流の中渡橋より県道菊池鹿北線との交差点部を東西の区間とし、北を岩野川右岸から20m、南を市道茂田井線の道路境界から20mを範囲とします。ただし、敷地が範囲内外にわたる場合はその敷地全体を範囲とみなします。



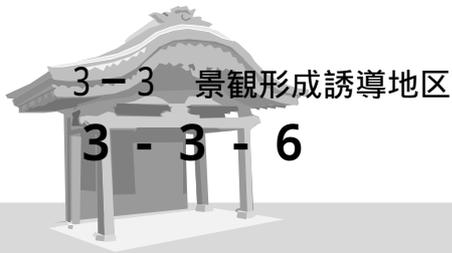
第2部 山鹿市景観計画の体系
第3章 景観形成に関する行為の制限と基準

3. 良好な景観の形成に関する方針 より良い景観形成のために協力してほしい部分や考え方

種類		景観誘導方針	
建築物 及び 工作物	位置・配置		・できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。
	外観	意匠	・一般的な木造家屋とするものとし、突出した大きさを感じさせるものとししない。(周囲の家屋群になじむ大きさとする) ・屋根は勾配屋根とする。
		規模	・建築物は木造2階建て以下とする。(ただし、公益的施設を除く)
		色彩	・鮮やかな色彩の使用を避ける。
	材料	・屋根は瓦葺きとする。 ・外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰などを活用し、トタンやスレート、プラスチック系の現代的な建材は極力その使用を避ける。	
敷地の緑化		・建築物等が緑豊かな自然景観に溶け込むように配慮する。	
工作物 (柵及び塀)		・柵及び塀は自然景観に調和した生垣や板塀等とする。また、できる限り周辺で産出する材料を使用する。	
工作物 (電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物)		・電線数はできる限りまとめて少なくなるように努める。 ・電線の横断はできる限り少なくなるように努める。	
自動販売機	外観	位置	・乱雑にならないように配置する。
		色彩	・自然景観との調和を図る。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件		・屋外における長期の堆積を行わないように努める。	

岳間地区独自の方針

独自の景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸等の工事の際には自然石を用い自然豊かな景観に溶け込むように配慮する。 ・岳間溪谷への沿道では不法投棄を誘うような物陰となる空間を作らない。
広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物の意匠には鮮やかな色の使用を避け、支柱及び広告の側面は茶系に塗ることとする。 ・広告物の地色は濃い茶系とし、文字を白抜きするスタイルをベースとする。 ・広告物は極力面積を抑え、自然景観を阻害しないように配慮する。 ・広告物を道路の分岐点に掲出する場合は道標程度とする。 ・掲出した広告物はその維持管理に努める。



平小城地区

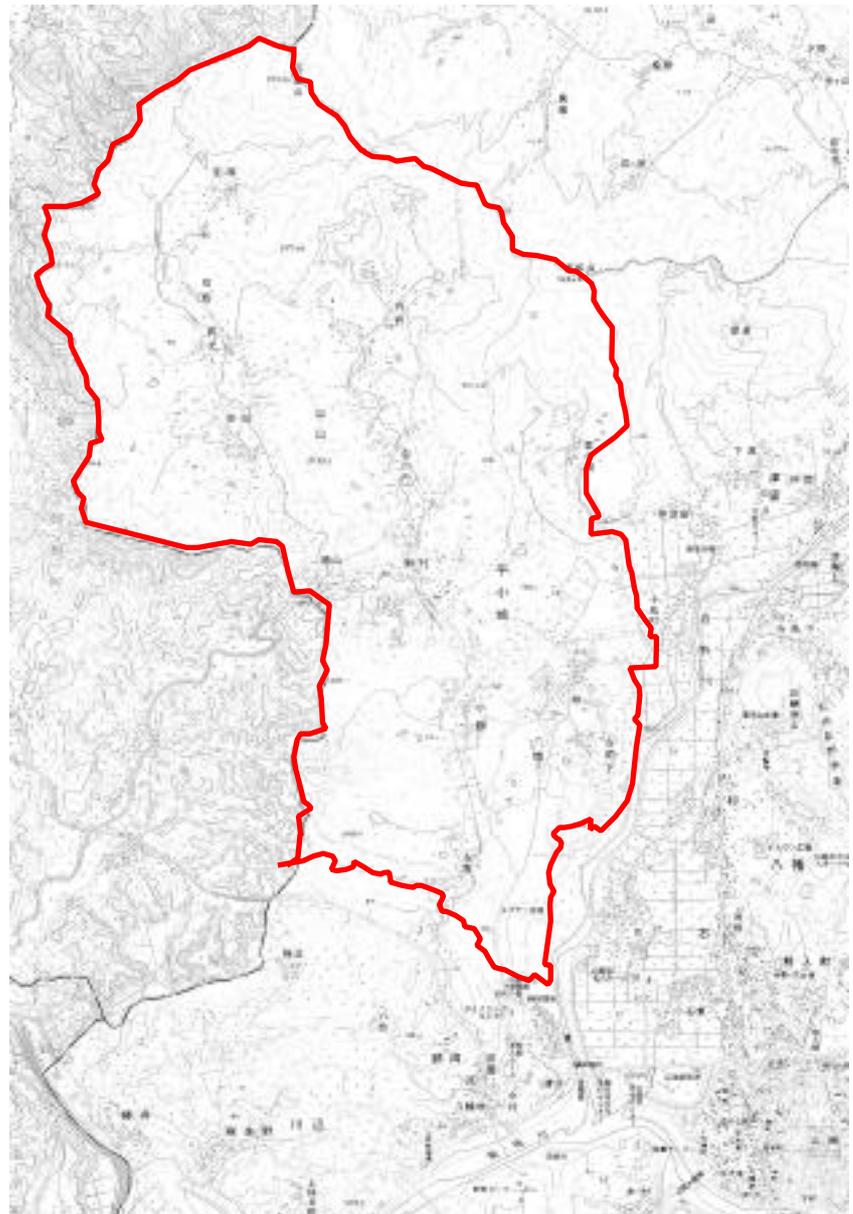
1. 目的

起伏に富んだ地形に起因する独特な自然景観の中に平山温泉、チブサン古墳といった山鹿を代表する観光スポットが点在する地域であることから、地域では来訪者を見込んだ施設等が増え良好な景観が失われることへの危惧があり、自主的な地域活動が行われてきました。今後もこの活動を積極的に支援し、地域と自然、経済活動が共存する景観形成を図っていきます。

2. 範囲

これまでの地域活動の実績及び地域のつながりを考慮し、平小城校区全体を範囲とします。

 平小城地区



3. 届出対象行為 下記の行為については、届出を必要とします。

種類	規模	行為	
建築物	延べ面積が10㎡超	新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若 しくは模様替又は色彩の変更	
工作物	柵、塀、擁壁その他こ れらに類するもの	新設、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若 しくは模様替又は色彩の変更	
	記念塔、電波塔、物見塔 その他これらに類するもの		
	煙突		
	高架水槽		高さが5m超
	鉄筋コンクリート造りの 柱、金属製の柱又は合成 樹脂製の柱 (次欄に掲げるものに供 される柱を除く。)		高さが5m超
	電気供給又は有線電気 通信のための電線路又 は空中線の支持物		高さが10m超
	観覧車、飛行塔、コー スター、ウォーター シュート、メリーゴー ランドその他これらに 類する遊戯施設		高さが5m超 又は 築造面積が10㎡超
	アスファルトプラント、 コンクリートプラント、 クラッシャープラントそ の他これらに類する製造 施設		
	石油、ガス、液化石油 ガス、穀物、飼料等を 貯蔵又は加工する施設		
	自動車等の収納の用途 に供する立体的な施設		
汚物処理施設、ごみ処 理施設その他の処理施 設			
自動販売機	すべて	設置	



4. 良好な景観の形成に関する方針 より良い景観形成のために協力してほしい部分や考え方

種類		景観誘導方針	
建築物 及び 工作物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。 ・敷地内における建築物および工作物の規模および位置等を考慮し釣り合いのとれた配置とする。（農家型の家屋の配置型式を継承するものとする） 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な木造家屋とするものとし突出した大きさを感じさせるものとししない。（周囲の家屋群になじむ大きさとする） ・屋根は勾配屋根とする
		規模	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物は木造2階建て以下とする。（ただし、温泉施設・公益的施設を除く）
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・鮮やかな色彩の使用を避ける。
	材料	<ul style="list-style-type: none"> ・外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰などを活用し、トタンやスレート、プラスチック系の現代的な建材は極力その使用を避ける。 	
敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等が緑豊かな自然景観に溶け込むように配慮する。 	
工作物 （柵及び塀）		<ul style="list-style-type: none"> ・柵及び塀は自然景観に調和した生垣や板塀等とする。また、できる限り周辺で産出する材料を使用する。 	
工作物 （電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物）		<ul style="list-style-type: none"> ・電線数はできる限りまとめて少なくなるように努める。 ・電線の横断はできる限り少なくなるように努める。 	
自動販売機	外観	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・乱雑にならないように配置する。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・自然景観との調和を図る。

平小城地区独自の方針

独自の景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ・神社や洗い場等の共有施設について、その維持保全に努める。 ・ガードレール等の沿道の諸施設は安全上支障がなければ焦げ茶色とする。 ・空き地の雑草、樹木の手入れが行き届くように配慮する。
広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物の意匠には鮮やかな色の使用を避け、支柱及び広告の側面は茶系に塗ることとする。 ・広告物の地色は濃い茶系とし、文字を白抜きするスタイルをベースとする。 ・広告物は極力面積を抑え、自然景観を阻害しないよう配慮する。 ・南部の古墳群への誘導サインは、自然素材を用いて作成し、チブサン古墳内部の色調を引用するものとする。 ・掲出した広告物はその維持管理に努める。

第2部 山鹿市景観計画の体系
第3章 景観形成に関する行為の制限と基準

5. 景観形成基準 良好な景観を維持・保全するために、下記のような基準とします。

種類		景観形成基準																				
建築物 及び 工作物	位置・配置	—																				
	外観	意匠	—																			
		規模	・建築物の最高高さは13m以下とする。(ただし温泉施設・公 益的施設を除く)																			
		色彩	・マンセル値で示した次の表を基本とする。																			
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>色 相</th> <th>明 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根及び庇</td> <td>N</td> <td>1.0~6.5</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>N</td> <td>2.0~9.5</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>N</td> <td>1.0~3.0</td> </tr> </tbody> </table>		場 所	色 相	明 度	屋根及び庇	N	1.0~6.5	外壁	N	2.0~9.5	建具	N	1.0~3.0						
	場 所	色 相	明 度																			
屋根及び庇	N	1.0~6.5																				
外壁	N	2.0~9.5																				
建具	N	1.0~3.0																				
材料	・有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲と する。																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根及び庇、 外壁、 他の部位</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・ PB・P・RP系</td> <td>9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建具</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> </tbody> </table>		場 所	色 相	明 度	彩 度	屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下	GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下	建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下
場 所	色 相	明 度	彩 度																			
屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下																			
	Y系	9.0以下	4.0以下																			
	GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下																			
建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下																			
	Y系	9.0以下	4.0以下																			
敷地の緑化	・敷地内は積極的に緑化する。																					
自動販売機	外観	位置	・複数になる場合は乱雑にならないように配置する。																			
		色彩	・側面を木目調のシールや塗装などして目立たないように工 夫する。																			



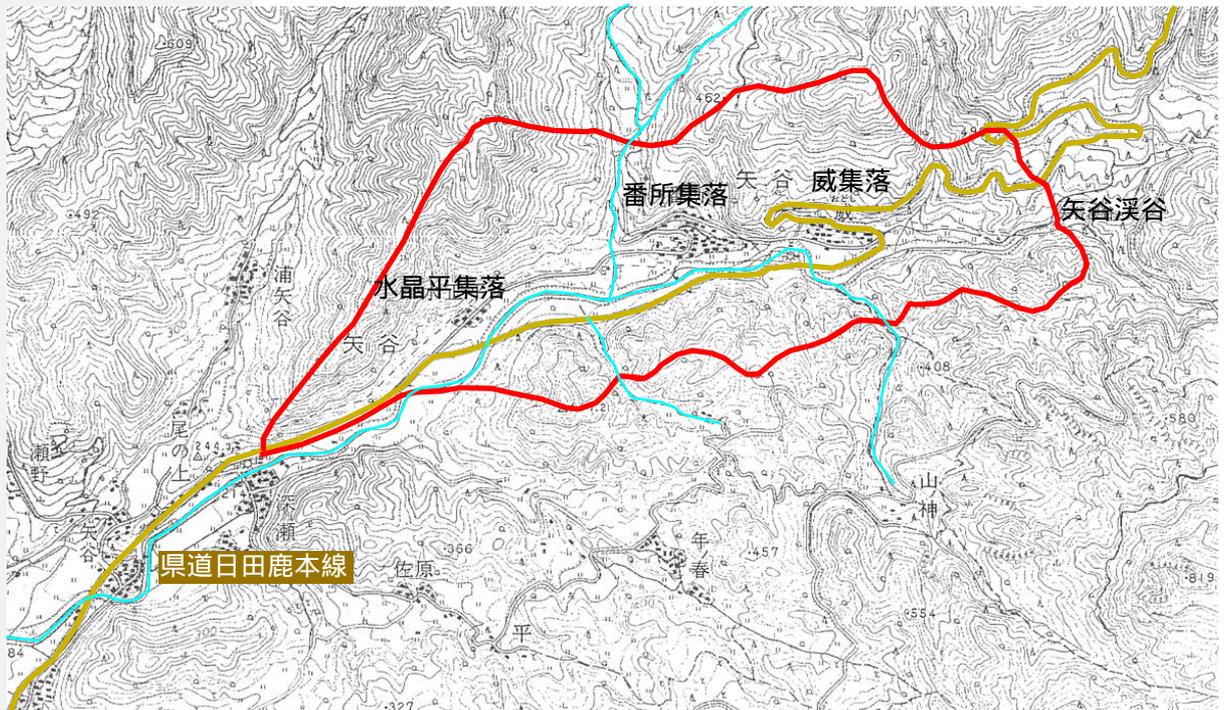
番所地区

1. 目的

急峻な山の斜面に沿って形成された家々は群れとして美しい構成美を見せ、地域には神社や石垣、石の水路、棚田など人々の暮らしの中で形成されてきた景観が数多くあります。今後もこの優れた景観の維持保全を積極的に誘導していくことにより、長い年月をかけ形成されてきた良好な景観を後世に引き継いでいきます。

2. 範囲

県道日田鹿本線を中心に矢谷溪谷より水晶平集落の入り口部を東西の区間とし、県道から望見できる山々に囲まれた区域に加えて、棚田の保全地区を範囲とします。



第2部 山鹿市景観計画の体系
第3章 景観形成に関する行為の制限と基準

3. 届出対象行為 下記の行為については、届出を必要とします。

種類		規模	行為
建築物		延べ面積が10㎡超	新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若 しくは模様替又は色彩の変更
工作物	柵、塀、擁壁その他これ らに類するもの	高さが1.1m超 又は 面積が22㎡超	新設、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若 しくは模様替又は色彩の変更
	記念塔、電波塔、物見塔 その他これらに類するもの	高さが5m超	
	煙突		
	高架水槽		
	鉄筋コンクリート造りの 柱、金属製の柱又は合成 樹脂製の柱 (次欄に掲げるものに供 される柱を除く。)		
	電気供給又は有線電気 通信のための電線路又 は空中線の支持物	高さが10m超	
	観覧車、飛行塔、コー スター、ウォーター シュート、メリーゴー ランドその他これらに 類する遊戯施設	高さが5m超 又は 築造面積が10㎡超	
	アスファルトプラント、 コンクリートプラント、 クラッシャープラントそ の他これらに類する製造 施設		
	石油、ガス、液化石油 ガス、穀物、飼料等を 貯蔵又は加工する施設		
	自動車等の収納の用途 に供する立体的な施設		
汚物処理施設、ごみ処 理施設その他の処理施 設			
自動販売機	すべて	設置	



4. 良好な景観の形成に関する方針 より良い景観形成のために協力してほしい部分や考え方

種類		景観誘導方針	
建築物 及び 工作物	位置・配置	・できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。	
	外観	意匠	・山の斜面に平行な勾配の切妻若しくは入母屋形式の木造家屋とするものとし、突出した大きさを感じさせるものとし、ない。（周囲の家屋群になじむ大きさとする）
		規模	・建築物は木造2階建て以下とする。（ただし公益的施設を除く）
		色彩	・鮮やかな色彩の使用を避ける。
	材料	・外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰などを活用し、トタンやスレート、プラスチック系の現代的な建材は極力その使用を避ける。	
敷地の緑化		・建築物等が緑豊かな自然景観に溶け込むように配慮する。	
工作物 （柵及び塀）		・柵及び塀は自然景観に調和した生垣や板塀等とする。また、できる限り周辺で産出する材料を使用する。	
工作物 （電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物）		・電線数はできる限りまとめて少なくなるように努める。 ・電線の横断はできる限り少なくなるように努める。	
自動販売機	外観	位置	・乱雑にならないように配置する。
		色彩	・自然景観との調和を図る。

番所地区独自の方針

独自の景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ・柵田や神社等の維持保全に努める。 ・集落内や柵田の石垣は自然石空積みとするように努める。
広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物の意匠には鮮やかな色の使用を避け、支柱及び広告の側面は茶系に塗ることとする。 ・広告物の地色は濃い茶系とし、文字を白抜きするスタイルをベースとする。 ・広告物は極力面積を抑え、自然景観を阻害しないように配慮する。 ・掲出した広告物はその維持管理に努める。

第2部 山鹿市景観計画の体系
第3章 景観形成に関する行為の制限と基準

5. 景観形成基準 良好な景観を維持・保全するために、下記のような基準とします。

種類		景観形成基準																				
建築物 及び 工作物	位置・配置	—																				
	外観	意匠	—																			
		規模	・建築物の最高高さは13m以下とする。(ただし公益的施設を除く)																			
		色彩	・マンセル値で示した次の表を基本とする。																			
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>色 相</th> <th>明 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根及び庇</td> <td>N</td> <td>1.0~6.5</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>N</td> <td>2.0~9.5</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>N</td> <td>1.0~3.0</td> </tr> </tbody> </table>		場 所	色 相	明 度	屋根及び庇	N	1.0~6.5	外壁	N	2.0~9.5	建具	N	1.0~3.0						
	場 所	色 相	明 度																			
屋根及び庇	N	1.0~6.5																				
外壁	N	2.0~9.5																				
建具	N	1.0~3.0																				
材料	・有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根及び庇、 外壁、 他の部位</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・ PB・P・RP系</td> <td>9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建具</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> </tbody> </table>		場 所	色 相	明 度	彩 度	屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下	GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下	建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下
場 所	色 相	明 度	彩 度																			
屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下																			
	Y系	9.0以下	4.0以下																			
	GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下																			
建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下																			
	Y系	9.0以下	4.0以下																			
敷地の緑化	・敷地内は積極的に緑化する。																					
自動販売機	外観	位置	・複数になる場合は乱雑にならないように配置する。																			
		色彩	・側面を木目調のシールや塗装などして目立たないように工夫する。																			

豊前街道山鹿地区

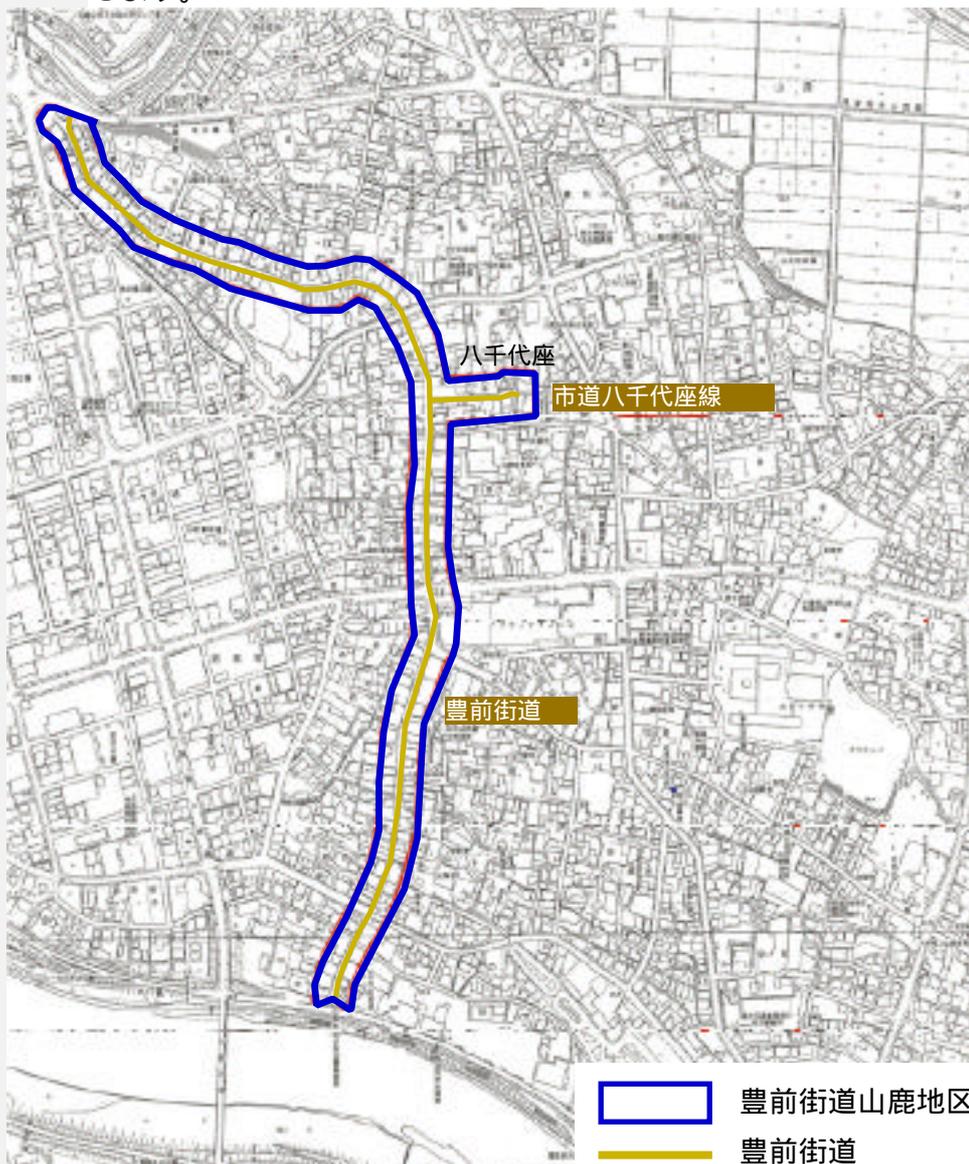
1. 目的

これまでの取組みにより八千代座を核とした町並みに連続性が生まれつつあり多くの人に認知されようとしています。しかしながら町並みの中には歴史的建造物の老朽化や未修景の建築物等も目立つことから、引き続き商人町として栄えた時代の情緒を今に伝える都市空間として、歴史的町並み地区と共に一体感のある景観形成を図っていく必要があります。

そこで沿道空間においては、江戸末期から昭和初期の建築様式の参照と山鹿の素材・技術の活用を積極的に誘導していくことにより、山鹿を代表する景観となるよう重点的に取り組んでいきます。

2. 範囲

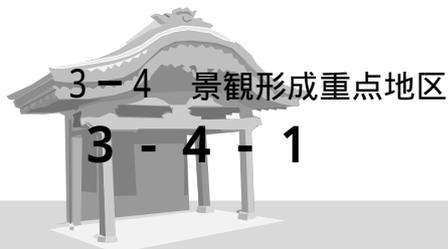
豊前街道を中心に菊池川より国道3号との交差点部を南北の区間とし、豊前街道の道路境界から両側20mと豊前街道から八千代座までの市道八千代座線の道路境界から両側20mを範囲とします。ただし、敷地が範囲内外にわたる場合はその敷地全体を範囲とみなします。



第2部 山鹿市景観計画の体系
第3章 景観形成に関する行為の制限と基準

3. 届出対象行為 下記の行為については、届出を必要とします。

種類		規模	行為
建築物		延べ面積が10㎡超	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、撤去
工作物	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さが1.1m超 又は 面積が2.2㎡超	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、撤去
	記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの	高さが5m超	
	煙突		
	高架水槽		
	鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱 (次欄に掲げるものに供される柱を除く。)		
	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	高さが10m超	
	観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設	高さが5m超 又は 築造面積が10㎡超	
	アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設		
	石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は加工する施設		
	自動車等の収納の用途に供する立体的な施設		
汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設			
広告物 (熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受ける物を除く)	はり紙、はり札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもの	90日を超えて継続して掲出、表示するもの	設置と外観の変更
	上記以外の広告物	表示面積が1㎡超	
自動販売機		すべて	設置



4. 良好な景観の形成に関する方針 より良い景観形成のために協力してほしい部分や考え方

種類		景観誘導方針		
建築物 及び 工作物	位置・配置	・隣接する建築物等の壁面にできる限りそるえる。		
		意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・木造とする。 ・歴史的な町並みとの調和を図り、景観のまとまりを保つことに配慮する。 ・江戸末期～大正年間に建てられた建築物の様式を参考とし、そのデザインを判りやすく継承したものとする。また、古い建築物で、痕跡調査等により旧状が確認できるものについては、可能な限りの復原を図るものとする。 ・日よけテントは原則として設けない。やむをえず設ける場合は、歴史的なたたずまいに調和するように努める。 ・ガレージを設ける場合は、その意匠、形態と外構部の素材に留意し外壁に調和した工夫を行う。 ・シャッターは原則として用いないように努め、やむをえず設ける場合は町並みに調和した色彩のものをを用いるものとする。 	
	外観	規模	・建築物は木造2階建て以下とする。	
		色彩	・鮮やかな色の使用を避け、伝統的な町並みに溶け込む色彩とする。	
		材料	・周辺の景観と調和するような材料を使用し、山鹿らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。	
	その他	・室外機等の露出を避ける。		
敷地の緑化	・町の潤いを高めるために積極的に緑化する。			
工作物 (柵及び塀)	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物が通りの壁面線から後退する場合には、景観に調和する柵若しくは塀を設ける。 ・通りに面して設ける柵・塀は町並みに調和した生垣若しくは板塀等とする。 ・コインパーキング等を設ける場合には、景観に調和する柵若しくは塀を設ける。 			
工作物 (電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物)	・道路側にはできる限り設けないように努める。			
広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用の広告物以外の営業広告は設けないように努める。 ・表示面積及び掲出数は最小限とし、素材・意匠・色彩は歴史的な町並みとの調和に努めると共に、建築物と一体感があるものとなるように、看板やのれん及び軒灯等に創意工夫を施す。 ・建築物と一体のものとして掲出する場合は、壁面及び屋根の全体を覆うような大きなものを避ける。 ・木製を原則とするが、地が透けて町並み景観を阻害しないものであればその他の素材でも可とする。 ・現代的な電飾や映像等による広告の掲出を控える。 ・掲出した広告物はその維持管理に努める。 			
自動販売機	外観	位置	・建築物と一体となるように努め、敷地内からはみ出して設置しないようにし、複数になる場合には乱雑にならないように配置する。	
		色彩	・歴史的な町並みとの調和を図る。	

第2部 山鹿市景観計画の体系
第3章 景観形成に関する行為の制限と基準

5. 景観形成基準 良好な景観を維持・保全するため、下記のような基準とします。

種類		景観形成基準																																																	
建築物 及び 工作物	位置・配置	・隣接する建築物等の壁面にできる限りそろえる。																																																	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の家屋と軒先をできる限りそろえる。 ・1階には周囲の建築物と近似した高さに庇を設ける。 ・屋根は勾配屋根とする。（市が洋風建築物として認めるものを除く） 																																																
		規模	・建築物は原則として木造2階建て以下とし、最高高さが13mを超えないこと。（既存のマンション等を除く）																																																
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・市が洋風建築物として認めるもの以外については以下の通りとする。 ・マンセル値で示した次の表とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根及び庇</td> <td>N</td> <td>1.0~6.5</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>N</td> <td>2.0~9.5</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・マンセル値で示した次の表を基本とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建具</td> <td>N</td> <td>1.0~3.0</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建具</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">他の部位</td> <td>R・YR・Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・PB・P ・RP系</td> <td>9.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・市が洋風建築物として認めるものについては以下の通りとする。 ・有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根及び庇、 外壁、建具、 他の部位</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・PB・P ・RP系</td> <td>9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。 		場所	色相	明度	屋根及び庇	N	1.0~6.5	外壁	N	2.0~9.5	場所	色相	明度	建具	N	1.0~3.0	場所	色相	明度	彩度	建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下	他の部位	R・YR・Y系	9.0以下	3.0以下	GY・G・BG・B・PB・P ・RP系	9.0以下	1.0以下	場所	色相	明度	彩度	屋根及び庇、 外壁、建具、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下	GY・G・BG・B・PB・P ・RP系	9.0以下	2.0以下
			場所	色相	明度																																														
			屋根及び庇	N	1.0~6.5																																														
	外壁		N	2.0~9.5																																															
	場所	色相	明度																																																
	建具	N	1.0~3.0																																																
	場所	色相	明度	彩度																																															
建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下																																																
	Y系	9.0以下	4.0以下																																																
他の部位	R・YR・Y系	9.0以下	3.0以下																																																
	GY・G・BG・B・PB・P ・RP系	9.0以下	1.0以下																																																
場所	色相	明度	彩度																																																
屋根及び庇、 外壁、建具、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下																																																
	Y系	9.0以下	4.0以下																																																
	GY・G・BG・B・PB・P ・RP系	9.0以下	2.0以下																																																
材料	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は瓦葺きとする。（市が洋風建築物等と認めるものを除く） ・建具は、木製を基本とし、金属製建具を用いる場合は、木格子等を取付ける。 																																																		
その他	・室外機を設置する際にはできる限り通りから見えない位置とするか、若しくは木柵等で覆う。																																																		
敷地の緑化	・道路と接する部分に空間がある場合は花壇、植え込み等を設ける。																																																		
工作物 (電気供給又は有線電気通信のための電線 路又は杆線的工作物)	・道路側にはできる限り設けない。																																																		
広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積及び掲出数は最小限とし、素材・意匠・色彩は歴史的な町並みとの調和に努めるとともに、建築物と一体感があるものとなるように、看板やのれん及び軒灯等に創意工夫を施す。 ・建築物と一体のものとして掲出する場合は、壁及び屋根の全体を覆うような大きいものを避ける。 ・電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損ねないものであること。また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること。 ・1つの広告物の中で、その表示面積の1/3を超えて使用できる色彩は、市が洋風建築物として認めたものの有彩色基準を準用する。 																																																		
自動販売機	外観	位置	・建築物と一体となるように努め、敷地内からはみ出して設置しないようにし、複数になる場合は、乱雑にならないように配置する。																																																
		色彩	・側面を木目調のシールや塗装などして目立たないように工夫する。																																																



景観重要建造物及び景観重要樹木等の指定の方針

1. 指定の方針

景観重要建造物

景観形成上重要な価値があると認められる建造物（建築物及び工作物）で、次に該当するものについて所有者等の同意の上、景観重要建造物として市が指定します。

地域の歴史・文化や暮らしを表す代表的な建造物であること。
地域のシンボルとして人々から愛着をもたれている建造物であること。
景観上欠くことのできない存在であり、地域のランドマークとなっている建造物であること。
市長が認める建造物であること。

景観重要樹木

景観形成上重要な価値があると認められる樹木で、次に該当するものについて所有者等の同意の上、景観重要樹木として市が指定します。

地域の歴史・文化や暮らしを表す樹木であること。
地域のシンボルとして人々から愛着をもたれている樹木であること。
景観上欠くことのできない存在であり、地域のランドマークとなっている樹木であること。
市長が認める樹木であること。

景観重要公共施設

景観形成上重要な公共施設について、あらかじめ市と施設管理者等が協議し双方の同意を得て市が指定します。

重要生活景観要素

日常の風景の中で山鹿市民の誇りであったり、心に安らぎを与えているような景観を構成している要素（例えば、「きれいな小川」「への眺望」等）で景観法には定められていないが、今回山鹿市が独自に検討するもの

建造物及び樹木のカテゴリーに入らないものでも景観形成上重要な価値があると認められるもので、次に該当するものについて重要生活景観要素として市が指定します。

地域の歴史・文化や暮らしを表す要素であること。
地域のシンボルとして人々から愛着をもたれている要素であること。
景観上欠くことのできない要素であり、地域を代表する要素であること。
市長が認める要素であること。

2. 指定の手順

・景観重要建造物・樹木の指定

(景観法に基づく) 市は山鹿市の景観上の核となるような建築物・工作物や樹木を所有者等の同意の上、景観重要建造物・景観重要樹木として指定することができます。

市民からの推薦

市民は、地域の資産として未永く保全を図りたいものについて、3名以上で市に対して推薦することができます。

照会

景観資源リスト

市民の評価が高いもの(アンケート等による)、市又は景観審議会が一定の調査のもとにその重要性を認めたもののリストを作成します。

掲載されている場合
(未掲載の場合は、その掲載を検討します)

指定 市は景観資源リストの中から特にその保全の必要性が高いと思われるものについて、景観審議会の同意を得て指定し、景観上の位置付けを行います。

照会

・景観重要公共施設の指定

(景観法に基づく)

景観上重要な公共施設について、あらかじめ市と施設管理者が協議し、同意を得て景観計画に位置付けます。(より一体的な景観形成効果を狙います)

・その他の「重要生活景観要素」の指定

市民に推薦していただく制度を設け、推薦されたものの中から基準に適合する要素については市が「重要生活景観要素」として指定できるようします。

市民からの推薦

市民は、地域の資産として未永く保全を図りたいものについて、3名以上で市に対して推薦することができます。指定方法については、景観重要建造物、樹木に準じます。



景観農業振興地域整備計画の策定に 関する基本的な事項

■ 基本的な事項

山鹿市の景観における重要な要素の一つとして、農業生産風景が挙げられます。標高の高いところから樹林地、果樹園、畑、田という順に並んだ風景は人々にやすらぎを与えられます。これらの風景は同じ山鹿市内でも場所によって様々な特徴ある姿を見せています。

しかし、近年では耕作放棄地が増加し、生産の場である樹園地、普通畑、田は減少するなど調和に欠ける部分が増えてきています。

そこで、農業生産風景の特性や基本方針を踏まえ、地元住民の同意を得られた場所から景観農業振興地域整備計画を策定し、農業生産風景と自然景観がうまく調和していくための施策を検討します。

■ 保全・創出すべき 地域の範囲

山鹿市全域を対象としますが、その中でも特色のある地域とします。

■ 保全・創出すべき 地域の景観の特色

自然景観と調和し、次に掲げる農業生産風景を有するものとします。

- ・ 棚田が多く見られ、石積、水路に架かる石橋等は、付近で採れる石材が用いられているなど、人々との暮らしの中で形成されてきた風景が残っている。
- ・ 田園風景のなかに集落や寺社、ため池、山林、河川等が見られ、昔ながらの良き生活文化が残っている。
- ・ 現在も古代の農地の区画制度である条里制遺構が残る水田が存在し、営農活動が継承されている。
- ・ 景観審議会や農業委員会などの意見を聴き、認められたもの。

■ 保全・創出するための 基本的な方針

景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、次に掲げる基本的な方針のもと計画策定を行います。

- ・ 住民との合意による景観のルールづくりを進める。
- ・ 農地の維持管理活動の促進を図る。
- ・ 土地改良施設については、農村地域との土地利用と調和のとれた整備を行う。



美しい棚田の風景



のどかな田園の風景



条里制が残る風景